

第76期

定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2026年9月28日（月曜日）
午後1時（受付開始：午後0時）

開催
場所

奈良県葛城市寺口27番地1
当社会議室

議決権行使期限

2026年9月25日（金曜日）
午後5時30分まで

決議事項

- 第1号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件
- 第3号議案** 監査等委員である取締役の報酬額改定の件

証券コード 559A
2026年9月10日
(電子提供措置の開始日2026年9月5日)

株主各位

奈良県葛城市寺口27番地 1
梅乃宿酒造株式会社
代表取締役社長 吉田 佳代

第76期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社の第76期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第76期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.umenoyado.com/ir/meeting/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、3ページに記載のとおり、2026年9月25日（金曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2026年9月28日（月曜日）午後1時（受付開始 午後0時）
2. 場 所 奈良県葛城市寺口27番地1 当社会議室
※駐車場はありません。
ご来場の際は裏表紙の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

3. 目的事項

報告事項

第76期（2025年7月1日から2026年6月30日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役の報酬額改定の件

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

当日ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

事前行使のご案内

インターネット等による 議決権行使の場合



議決権行使サイトをご利用いただき【インターネット等による議決権行使のご案内】をご参照のうえ、**賛否をご入力**ください。

郵送により議決権を 行使する場合



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、**ご返送**ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

株主総会開催日時

2026年9月28日（月曜日）
午後1時 [受付開始：午後0時]

行 使 期 限

2026年9月25日（金曜日）
午後5時30分締切

行 使 期 限

2026年9月25日（金曜日）
午後5時30分到着

●複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、以下の内容をご確認いただきまして、議決権を行ってくださいようお願いいたします。

議決権行使期限

2026年9月25日（金曜日）
午後5時30分締切

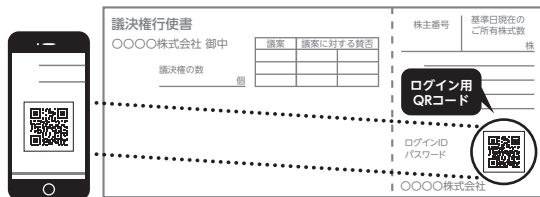
議決権行使サイト

<https://www.net-vote.com/>

QRコードを読み取る方法

ログインID・パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

一度議決権を行使された後で行使内容を変更される場合は、パソコン向けサイトにアクセスしていただき、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご入力ください。

ログインID・パスワードを入力する方法

議決権行使サイトにアクセスして議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「パスワード」を入力。

A screenshot of the '議決権行使サイト' (Proxy Statement Submission Site) login page. The page has a dark header with the company logo and the text '操作マニュアル | 2024/05/01(水) 10:59:32'. The main content area is titled '議決権行使サイト' and contains the instruction 'ログインID、パスワードを入力し、「ログイン」を選択してください。' (Enter your login ID and password, and select 'Login'). There are input fields for 'ログインID' and 'パスワード', and a 'ログイン' button. A checkbox for 'パスワードを表示する' (Show password) and a 'ソフトウェアキーボード' (Software keyboard) option are also present. Below the fields, there are two notes: '※ログインID、パスワードは議決権行使書に記載されております。' (Your login ID and password are recorded in the proxy statement) and '※ログインIDは4桁-5桁-4桁-4桁で入力してください。' (Please enter the login ID as 4 digits - 5 digits - 4 digits - 4 digits). The footer contains links for '提出環境' (Submission environment), '個人情報保護方針' (Privacy policy), '免責事項' (Disclaimer), 'お問い合わせ先' (Contact information), and a copyright notice: 'Copyright (C) 2024 IR Japan. All Rights Reserved.'

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

ご注意事項

ログインID及びパスワードのお取り扱いについて

- (1) 議決権行使書用紙に記載されている「ログインID」及び「パスワード」は、本株主総会に限り有効です。
- (2) パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。大切にお取り扱いください。
- (3) パスワードの再発行をご希望の場合は、後記の専用ダイヤルまでご連絡ください。

インターネットによる事前の議決権行使に関するお問い合わせ先

株式会社アイ・アールジャパン証券代行業務部

専用
ダイヤル



0120-975-960

受付時間 午前9時～午後5時
(土・日・祝日を除く)

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

当社は、今後の事業拡大に対応した経営体制の強化及び業務執行の分業を進めることによる迅速な意思決定の実現を図るため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）を1名増員いたしたく存じます。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者の選定にあたっては、独立社外取締役が委員の過半数を占める指名委員会の答申を経ております。

取締役候補者（監査等委員である取締役を除く。）は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	よし だ か よ 吉 田 佳 代 (1979年8月25日生) 【再任】	2002年4月 (株)モリタ 入社 2004年12月 当社 入社 2008年7月 当社 常務取締役 2013年7月 当社 代表取締役社長（現任） 2021年11月 グッドフィールド・ビーチサイド(株) 代表取締役（現任）	680,200株
2	にの みや みつる 二 宮 充 (1979年5月7日生) 【再任】	2002年4月 九州旅客鉄道(株) 入社 2018年6月 JR九州ビジネスパートナーズ(株) 取締役 2021年6月 当社へ出向 IPO準備室長 2023年4月 当社 専務取締役 2025年11月 当社 専務取締役 営業部長 2026年7月 当社 専務取締役 製造本部長（現任）	22,000株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
3	なか つぼ たけ し 中 坪 武 之 (1987年7月23日生) 【再任】	2010年4月 三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株) 入社 2014年1月 (株)産業革新機構 (現 (株)産業革新投資機構) 入社 2017年1月 日本成長投資アライアンス(株) 入社 (現任) 2017年4月 (株)ポテトかいつか (現 カルビーかいつかスイーツポテト(株)) 社外取締役 2020年7月 (株)セフィーヌ (現 粋(株)) 社外取締役 2020年10月 リゾーツ琉球(株) 社外取締役 2022年3月 当社 社外取締役 (現任) 2025年10月 (株)JG28 代表取締役 (現任) 2025年10月 (株)JG35 代表取締役 2026年4月 (株)Fast Fitness Japan 社外取締役 (現任) 2026年4月 (株)AFJ Project 社外取締役 (現任) 2026年4月 (株)JG35 取締役 (現任)	—
4	ふる さわ ゆき ひこ 古 澤 幸 彦 (1969年9月2日生) 【新任】	1993年4月 江崎グリコ(株) 入社 2017年9月 (株)サンワカンパニー (現 (株)ミラタップ) 入社 2022年2月 当社 入社 2023年4月 当社 執行役員 マーケティング部長 就任 2024年1月 当社 上席執行役員 マーケティング部長 2026年7月 当社 上席執行役員 営業本部長 マーケティング部長 (現任)	11,080株
5	うら まさ かず 浦 正 和 (1974年8月6日生) 【新任】	1998年4月 鴻池運輸(株) 入社 2001年4月 寄田公認会計士事務所 入所 2004年4月 (株)バル・コーポレーション 入社 2006年3月 (株)日立建設設計 入社 2013年8月 八重洲無線(株) 入社 2019年5月 (株)ポテトかいつか (現 カルビーかいつかスイーツポテト(株)) 入社 執行役員 企画本部長 2024年4月 エフシースタンダードロジックス(株) 入社 管理本部長 2025年8月 当社 入社 執行役員 管理部担当部長 2026年7月 当社 執行役員 経営管理部長 (現任)	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
2. 吉田佳代氏の戸籍上の氏名は、濱淵佳代であります。
3. 吉田佳代氏が所有する当社株式数には、同氏が議決権の過半数を有する資産管理会社（グッドフィード・ビーチサイド株）が所有する当社株式1,885,040株は含まれておりません。
4. 中坪武之氏は、社外取締役候補者であります。
5. 中坪武之氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、経営陣からの高い独立性のもと、日本成長投資アライアンス㈱において会社経営及び戦略の立案・推進に従事した経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくとともに、社外取締役としての監督機能を適切に発揮していただきたいためであります。上記の経験と見識を活かし、業務執行者から独立した客観的な立場で会社経営の監督を行うことを期待しております。
6. 中坪武之氏は現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって4年6ヶ月となります。
7. 当社は、中坪武之氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2023年6月30日開催の臨時株主総会において、年額100百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）としてご承認いただき、今日に至っております。

現在の取締役は4名（うち1名は社外取締役）ですが、第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の人数は1名増員となり、合計5名（うち社外取締役1名）となります。

つきましては、役員体制の強化及び今後の事業規模の拡大に応じた柔軟な報酬体系の運用を図るため、また近年の経済情勢等の諸事情も勘案し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額150百万円以内（うち社外取締役年額15百万円）に改定したいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

また、本提案における報酬額の改定につきましては、独立社外取締役が委員の過半数を占める報酬委員会の審議を経ており、当社の企業規模や付与対象となる取締役の人数水準等に照らしても必要かつ合理的な内容であることから、相当なものであると判断しております。

第3号議案 監査等委員である取締役の報酬額改定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬額は、2023年6月30日開催の臨時株主総会において、年額15百万円以内としてご承認いただき、今日に至っております。

当社は2026年4月に株式上場を果たしました。これに伴い監査等委員である取締役に対して求められる役割や責任はより一層増大しております。つきましては、コーポレート・ガバナンス体制のさらなる強化、今後の監査体制の充実及び近年の経済情勢等の諸事情を勘案し、監査等委員である取締役の報酬額を年額18百万円以内に改定いたしたいと存じます。

なお、現在の監査等委員である取締役の数は4名（うち社外取締役3名）であります。

また、本提案につきましては、当社の事業規模、上場後のガバナンス体制、監査等委員である取締役の職務と責任の増大等を総合的に勘案したものであり、相当なものであると判断しております。

以上

事業報告

(2025年7月1日から
2026年6月30日まで)

I 会社の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

わが国経済は、堅調な企業の設備投資や拡大基調にある賃金上昇等を背景に、緩やかな回復傾向にあります。物価高の長期化を受けて財消費等、一部に弱い動きがみられるものの、所得環境の改善に支えられる形でサービス消費等の回復基調が続いており、好調な企業収益を起点に物価高を上回る賃上げや設備投資の拡大等の前向きな動きが広がることで今後も内需主導により緩やかな回復が続く見通しです。

一方で、年度後半にかけて米国・イラン間の地政学リスクが急速に緊迫化したことで、原油価格や物流コストが再度高騰し、原材料費やエネルギー価格の上昇が企業収益を圧迫する要因となりました。また、米国の通商政策の進展やそれに伴う影響の不透明感や為替相場の激しい変動等、わが国経済を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。

このような経営環境の下、当社は、人口動態やライフスタイルの変化により多様化する酒類市場において、消費者への新たな価値軸を提案する高付加価値商品の提供を推進するために、経営資源の最適化を図り商品の安定供給に取り組んでまいりました。

国内BtoB市場においては、昨年来の大型量販店との取引において商品ラインナップの強化等を推進する等、販売拡大に向けた取り組みを継続的に推進してまいりました。特に、新たな取り組みとして、2026年6月にはプレミアム梅酒「AFULL 刻覚（あふる ときさめる）」を発売し、ハイブランドラインナップ展開を開始し、高付加価値商品による新たな顧客層の開拓に取り組んでおります。また、海外市場においては、中国経済の停滞、イラン情勢の不透明な状況が続く中、北米市場、中華圏市場の拡大のほか、新たな販路の拡大等に取り組んでおります。

BtoC市場では、EC事業においてCPA（Cost per Acquisition：広告における顧客獲得単価）抑制による事業収益確保に向けた各種施策を進める等、収益力の強化を図っております。

また、本年2月には、長引く原材料費・燃料費及び物流費の高騰に対応し、将来にわたる品質維持と安定供給体制を堅持するため、当社の主力商品である「あらごしシリーズ」の価格改定を実施いたしました。この改定にあたっては、長年培ってきたブランドへの信頼を背景に、お取引先様及び消費者の皆様から一定のご理解をいただくことができ、収益構造の健

全化に向けた大きな進展となりました。

さらに、奈良からお酒の新しい楽しみ方を提供する活動の一環として「奈良エクスペリエン酒」と題し、奈良の銘店又は観光地とのコラボレーションを進め、お酒で奈良を盛り上げる活動を推進し、新たな視点による「お客様へのワクワクの提供」とともに、新たなニーズの深耕を進めております。

以上の結果、売上高は、前期比406百万円増収の3,091百万円となり、営業利益は前期比148百万円増益の465百万円、経常利益は前期比137百万円増益の444百万円となりました。当期純利益は前期比81百万円増益の322百万円となりました。

2. 資金調達等についての状況

(1) 資金調達の状況

当事業年度中に新たに資金調達は行っておりません。

(2) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資総額は605百万円であり、主な内容は次のとおりです。

- 1 第二蔵の用地取得及び造成のほか、瓶詰め作業の生産効率化・省力化を目的とした充填設備、生産現場の高温対策として空調設備を導入いたしました。
- 2 現在施工中の主な工事等はありません。
- 3 重要な固定資産の売却、撤去、滅失はございません。

3. 直前三事業年度の財産及び損益の状況

区 分 \ 期	第73期 2022年度	第74期 2023年度	第75期 2024年度	(当事業年度) 第76期 2025年度
売上高 (千円)	2,410,471	2,698,678	2,684,862	3,091,141
経常利益 (千円)	264,115	425,270	306,038	444,033
当期純利益 (千円)	218,695	317,170	241,696	322,929
1株当たり当期純利益 (円)	42.71	56.60	40.12	53.61
総資産 (千円)	6,669,737	6,171,740	6,061,345	6,368,460
純資産 (千円)	3,333,617	2,950,308	3,192,868	3,534,789

(注) 当社は2025年4月17日付けで普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。そのため、第73期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

4. 対処すべき課題

当社を取り巻く環境は、国内におきましては少子高齢化や多様化する消費者ニーズ、ライフスタイルの変化に伴う酒類市場の縮小に加え、物価高騰が消費行動に与える影響を注視していく必要があります。一方、海外市場においては、世界経済の動向や地政学リスク等に留意しつつも、新興国を中心とした経済成長を確実な機会と捉え、市場開拓を推し進めていく必要があります。

さらに、主要原材料である果実の生産状況は、生産者の減少や近年の気候変動に起因する収穫量の減少が続いており、中長期的な安定調達の実現が不可欠となっております。加えて、緊迫化する国際情勢や原油価格の変動に伴う資材の供給懸念に対しても、調達体制のさらなる強化が求められております。

このような経営環境のもと、当社は2026年4月24日に東京証券取引所スタンダード市場への新規上場を果たしました。今後は上場企業としての社会的責任を果たすとともに、持続的な成長と企業価値の最大化を図るため、以下の5項目を最優先の重点課題として各種施策を実行してまいります。

(1) 高付加価値なプロダクトラインアップの強化

変化する多様な顧客ニーズに対応するため、既存商品に加え、魅力ある高付加価値な商品ラインアップの展開を強化いたします。ブランド力及びカテゴリーの拡張を推進し、新たな市場の開拓と競争力の向上を図ってまいります。

(2) 国内外におけるさらなる成長ポテンシャルの追求

既存の開拓地域や顧客との連携をより強固にしつつ、これまでの枠組みにとらわれない新たな販路や取引先の開拓に注力いたします。国内・海外双方における多角的な営業アプローチにより、販売網の飛躍的な拡大を推進してまいります。

(3) 成長を支える製造・供給体制の拡充

需要拡大に伴う生産規模の確保と安定供給を両立させるため、内外製区分（自社生産と外部委託の最適化）を明確化し、機動的かつ戦略的な設備投資を実施いたします。これにより、安定的かつ高品質な生産体制を強固に構築してまいります。

(4) 人的資本投資と安心して働ける職場環境の整備

持続的な成長の源泉である「人材」への投資を強化し、従業員が安心してその能力を最大限に発揮できる環境づくりに努めてまいります。2026年6月期におきましてもベースアップ等の賃上げを実施いたしました。特に、昨今の物価高騰等の経済環境変化に対応するため、若年層や子育て世代に重点を置いた給与水準の引き上げを行い、生活基盤の安定を力強くサポートするとともに、優秀な人材の確保と組織エンゲージメントの向上を図ってまいります。

(5) 地域との共生と直営店を通じたブランド発信・観光需要の取り込み

当社が拠点とする奈良地域においては、「飛鳥・藤原の宮都」の世界遺産登録に向けた動き等、観光及び地域活性化への期待が拡大しております。当社におきましても、地域社会との共生を深めるとともに、直営店をはじめとする体験型・発信型拠点の魅力を高め、国内外からの観光客（インバウンド含む）の積極的な誘致を推進いたします。地域資源や歴史・文化と連動した取り組みを通じて、独自のブランド価値向上と直売事業の成長を図ってまいります。

5. 主要な事業内容及び営業所（2026年6月30日現在）

・事業内容

当社は、日本酒・リキュール等の各種酒類の製造・販売等を行っております。

・主要な営業所及び工場

本社工場（奈良県葛城市）

6. 従業員の状況（2026年6月30日現在）

従業員数	前年度末比
71名	1名減

（注）従業員数は、正社員、嘱託社員、受入出向者及び契約社員の合計を掲載しております。

7. 主要な借入先及び借入額（2026年6月30日現在）

借入先	借入額
株式会社南都銀行	918,617千円
株式会社日本政策金融公庫	743,600千円
株式会社三井住友銀行	573,339千円

8. その他会社の現況に関する重要な事項

当該事項はありません。

Ⅱ 株式に関する事項（2026年6月30日現在）

1. 発行可能株式総数 24,000,000株
2. 発行済株式総数 6,023,920株
3. 株主数 6,243名
4. 大株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
グッドフィールド・ビーチサイド株式会社	1,885,040株	31.3%
J-GIA2号投資事業有限責任組合	863,280	14.3
濱淵佳代（吉田佳代）	680,200	11.3
梅乃宿酒造持株会	213,840	3.6
株式会社南都銀行	166,600	2.8
株式会社N S K	166,600	2.8
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	152,000	2.5
野村信託銀行株式会社（投信口）	106,000	1.8
JG II (CAYMAN),L.P.	100,720	1.7
松浪 雄二	80,280	1.3

（注） 1. 当社は自己株式を所有しておりません。

2. グッドフィールド・ビーチサイド株式会社は濱淵佳代（吉田佳代）及びその近親者の資産管理会社であります。

5. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅲ 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

Ⅳ 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等（2026年6月30日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	吉田 佳代	グッドフィールド・ビーチサイド(株) 代表取締役
専務取締役	二宮 充	営業部長
取締役	松浪 雄二	管理部長
取締役	中坪 武之	日本成長投資アライアンス(株) ディレクター (株)JG28 代表取締役 (株)Fast Fitness Japan 社外取締役 (株)AFJ Project 社外取締役 (株)JG35 取締役
取締役（常勤監査等委員）	高橋 利光	
取締役（監査等委員）	鳶川 安雄	
取締役（監査等委員）	中井 哲也	(株)Wealth Management 代表取締役 (株)日本革新投資 監査役 税理士法人Novera Consulting 代表
取締役（監査等委員）	佐々木 育子	奈良総合法律事務所 所属弁護士 太陽生命保険(株) 社外監査役

- (注) 1. 専務取締役営業部長二宮 充氏は、事業年度末日後の2026年7月1日付で専務取締役製造本部長に就任しております。
2. 取締役管理部長松浪 雄二氏は、事業年度末日後の2026年7月1日付で取締役経営管理本部長に就任しております。
3. 中坪 武之氏、鳶川 安雄氏、中井 哲也氏、佐々木 育子氏は、社外取締役であります。
4. 監査等委員である取締役中井 哲也氏は、公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び重要な使用人からの情報収集、重要な会議への出席並びに内部監査部門等との連携を通じて、監査・監督機能を強化するため、高橋 利光氏を常勤の監査等委員に選定しております。

2. 取締役の報酬等の総額

(1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、取締役会において決議しております。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、基本報酬、当該事業年度の業績に連動した賞与及び業績連動型報酬によって構成されております。

基本報酬は、株主総会で決議された年間の報酬限度額の範囲内で支給することとしており、賞与等につきましては当社の業績・経済情勢等を勘案したうえで、役位・職責に応じて取締役会で決定しております。

また、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容につきましては、報酬委員会による答申内容を尊重して決定されていることから、取締役会は決定方針に沿うものであると判断しております。

業績連動報酬に係る業績目標は、取締役の事業活動の成果を考慮した経営指標を基に、それぞれ設定した目標値を採用しております。各事業年度の目標値は目標達成時を100%としております。

業績連動報酬の算定については、EBITDAを指標とし、事業年度予算の超過分の15～25%を算定基礎金額とし、取締役の業績目標の達成値に基づき分配する形式をとり、報酬委員会で決定しております。

監査等委員である取締役の個人別の報酬等は、株主総会において決議された限度額の範囲内において、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

(2) 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2023年6月30日開催の臨時株主総会において年額100百万円以内と決議されております。当該臨時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は3名（うち、社外取締役1名）です。

監査等委員である取締役の報酬額は、2023年6月30日開催の臨時株主総会において年額15百万円以内と決議されております。当該臨時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち、社外取締役2名）です。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

該当事項はありません。

(4) 取締役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別総額		対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	69,877千円 (一)	69,877千円 (一)	— (一)	3名 (一)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	13,110千円 (5,910)	13,110千円 (5,910)	— (一)	4名 (3)
合計 (うち社外取締役)	82,987千円 (5,910)	82,987千円 (5,910)	— (一)	7名 (3)

(注) 当事業年度末現在の人員数は、取締役4名（うち社外取締役1名）、監査等委員である取締役4名（うち社外取締役3名）であります。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く）の「対象となる役員の員数」と当事業年度末現在の人員数との相違は、無報酬の社外取締役1名を除外しているためであります。

3. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役 中坪 武之氏は、日本成長投資アライアンス(株)のディレクターであります。同氏は(株)JG28の代表取締役、(株)Fast Fitness Japanの社外取締役、(株)AFJ Projectの社外取締役、(株)JG35の取締役であります。これらの企業と当社との間には記載すべき取引関係はありません。
- ・取締役 中井 哲也氏は、(株)Wealth Managementの代表取締役、税理士法人 Novera Consultingの代表および(株)日本革新投資の監査役であります。これらの企業と当社との間には取引関係その他の関係はありません。
- ・取締役 佐々木 育子氏は、奈良総合法律事務所の所属弁護士、太陽生命保険(株)の社外監査役であります。これらの企業と当社との間には記載すべき取引関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	中坪 武之	当事業年度開催の取締役会18回中18回出席し、投資家としての長年の経験と見識から、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
取締役 (監査等委員)	鳶川 安雄	当事業年度開催の取締役会に18回中18回、監査等委員会に17回中17回出席し、企業経営者としての長年の経験と見識から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行うとともに、議案の審議に必要な発言、監査報告等を行いました。
取締役 (監査等委員)	中井 哲也	当事業年度開催の取締役会に18回中17回、監査等委員会に17回中15回出席し、公認会計士としての長年の見識から、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
取締役 (監査等委員)	佐々木 育子	当事業年度開催の取締役会に14回中14回、監査等委員会に12回中12回出席し、弁護士としての長年の見識から、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。

(注) 取締役（監査等委員）佐々木 育子氏につきましては、2025年9月26日就任後の状況を記載しております。

4. 責任限定契約に関する事項

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び社外監査等委員である取締役との間に、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16,485千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17,985千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に準じた監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社における非監査業務の内容は、新規上場に伴うコンフォートレターの作成業務であります。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会におきまして、業務の適正を確保するための体制の整備に係る基本方針として、「内部統制システムの基本方針」を以下のとおり決議しております。

- I 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1. 当社は、コンプライアンスを経営上の最重要課題と位置付け、当社の取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するための行動規範として、リスク・コンプライアンス規程、その他の規程を制定する。
 - 2. 当社の内部監査部門は、コンプライアンス担当部署と連携のうえ、当社に対する内部監査を実施する。
 - 3. 当社は、取締役及び使用人が、リスク・コンプライアンス委員会に対して直接通報を行うことができる内部通報制度を設置する。
- II 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会等の重要な会議の議事録のほか、各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報は、文書管理規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。当社の取締役及び監査等委員は、文書管理規程に従い、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
- III 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 1. 当社は、当社のリスク管理について定めるリスク・コンプライアンス規程において、当社全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
 - 2. 当社は、不測の事態や危機の発生時に当社の事業の継続を図るため、当社のコンティンジェンシープランである「業務継続計画（BCP）」を策定し、当社の役員及び使用人に周知する。

- Ⅳ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
1. 当社は、三事業年度を期間とする中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、毎事業年度ごとの当社の重点経営目標及び予算配分等を定める。
 2. 当社は、取締役の職務権限と担当業務を明確にするために、取締役会規程のほか、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程、稟議規程を制定する。
- Ⅴ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
- 監査等委員会からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、取締役会は、監査等委員会と協議の上、他職務との兼務または専属にて当該職務を補助するための使用人を指名する。
- Ⅵ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査等委員会の求めにより指名された補助使用人は、監査等委員会の職務を補助するに際しては、監査等委員会の指揮命令に従い、これを優先して行うものとし、当該補助使用人の人事異動・人事評価等については、あらかじめ監査等委員会の同意を要することとする。
- Ⅶ 当社の監査等委員会への報告に関する体制
1. 当社の取締役及び使用人は、法令等の違反行為等、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、発見次第、直ちに当社の監査等委員会に対して報告を行うこととする。
 2. 当社の内部通報制度の担当部署は、当社の役員及び使用人からの内部通報の状況について、定期的に監査等委員会に対して報告を行う。
- Ⅷ 当社の監査等委員会に報告した者が当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、監査等委員会へ報告を行った当社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の取締役及び使用人に周知徹底する。

IX 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について当社に対して会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

X その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 代表取締役社長は、監査等委員会と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査等委員会の環境整備の状況、監査等委員会の監査上の重要課題等について意見交換を行う。
2. 当社は、監査等委員会が、独自に弁護士との顧問契約を締結し、又は、必要に応じて専門の弁護士、公認会計士の助言を受ける機会を保障する。

XI 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

1. 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係をもたない。
2. 不当な要求がなされた場合には、所轄警察署並びに顧問弁護士等と常に連携を保ち、何らかの要求あるいは接触等があった際には、適宜適切かつ毅然と対応する。
3. 新規契約先に対しては、取引開始時に反社会的勢力との関係が一切ない旨を書面で相互に誓約することを求めるとともに、過去の記事検索及びインターネット検索により反社会的勢力との関係がないことの確認を行い、既存契約先に対しても同様の確認を行うものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社の業務の適正を確保するための体制全般の整備・運用状況を当社の監査室がモニタリングし、改善を進めております。

② コンプライアンス

当社は、リスク・コンプライアンス委員会により、全社的なコンプライアンスの推進について審議し、当社の役職員に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて社内研修での教育等の説明を行い、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。

③ リスク管理体制

リスク・コンプライアンス委員会において、事業リスク及びその対応状況を検討し、適切なリスク・マネジメントに向けた取組みを推進しております。

④ 内部監査

監査室が作成した内部監査計画に基づき、内部監査を実施しております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つと認識しており、将来の事業展開と経営体質の強化に必要な内部留保を確保しつつ、安定した利益還元を継続して行うことを基本方針としております。

この方針のもと、業績に応じた利益配分を基本とし、総還元性向50%（配当性向40%、自己株式取得10%程度）を目安として、機動的かつ積極的な株主還元に努めてまいります。

この方針に基づき、当期の期末配当につきましては1株につき21円44銭と決定いたしました。なお、当期におきましては自己株式の取得は実施しておりません。

記載金額につきましては、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。ただし、金額以外の数字及び1株当たり情報につきましては、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

貸借対照表

(2026年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,799,743	流動負債	759,662
現金及び預金	1,486,998	買掛金	114,930
売掛金	278,276	1年内返済予定の長期借入金	236,482
棚卸資産	1,004,320	リース債務	3,063
前渡金	1,070	未払金	105,491
前払費用	20,865	未払費用	53,614
その他	8,211	未払法人税等	95,520
固定資産	3,568,716	前受金	57
有形固定資産	3,321,883	賞与引当金	71,189
建物	2,355,137	株主優待引当金	15,084
構築物	519,281	預り金	5,159
機械及び装置	761,349	その他	59,068
車両運搬具	25,411	固定負債	2,074,008
工具、器具及び備品	46,342	長期借入金	1,999,074
土地	592,498	リース債務	361
リース資産	12,449	退職給付引当金	74,573
建設仮勘定	201,565	負債合計	2,833,670
減価償却累計額	△1,192,151	(純資産の部)	
無形固定資産	7,883	株主資本	3,507,113
ソフトウエア	4,882	資本金	30,000
その他	3,001	資本剰余金	898,930
投資その他の資産	238,949	資本準備金	152,010
投資有価証券	79,354	その他資本剰余金	746,919
出資金	41,026	利益剰余金	2,578,183
長期前払費用	4,315	利益準備金	4,500
繰延税金資産	102,027	その他利益剰余金	2,573,683
その他	12,225	繰越利益剰余金	2,573,683
資産合計	6,368,460	評価・換算差額等	27,676
		その他有価証券評価差額金	27,676
		純資産合計	3,534,789
		負債純資産合計	6,368,460

損益計算書

2025年 7 月 1 日から
2026年 6 月30日まで

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		3,091,141
売上原価		1,356,843
売上総利益		1,734,297
販売費及び一般管理費		1,268,807
営業利益		465,490
営業外収益		
受取利息	2,881	
受取配当金	1,802	
為替差益	1,060	
貸倒引当金戻入額	91	
その他	1,062	6,898
営業外費用		
支払利息	8,305	
上場関連費用	19,919	
その他	130	28,356
経常利益		444,033
特別利益		
固定資産売却益	120	
補助金収入	2,000	2,120
特別損失		
固定資産売却損	209	
固定資産除却損	956	
製品開発契約解約損	2,500	3,666
税引前当期純利益		442,486
法人税、住民税及び事業税	133,656	
法人税等調整額	△14,099	119,556
当期純利益		322,929

株主資本等変動計算書

2025年 7 月 1 日から
2026年 6 月30日まで

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	30,000	152,010	746,919	898,930	4,500	2,250,753	2,255,253	3,184,183
事業年度中の変動額								
当期純利益						322,929	322,929	322,929
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	322,929	322,929	322,929
当期末残高	30,000	152,010	746,919	898,930	4,500	2,573,683	2,578,183	3,507,113

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	
当期首残高	8,684	3,192,868
事業年度中の変動額		
当期純利益		322,929
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	18,991	18,991
事業年度中の変動額合計	18,991	341,921
当期末残高	27,676	3,534,789

個別注記表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）により計上しております。

市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法により計上しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物・構築物

3年～50年

機械及び装置・車両運搬具・工具、器具及び備品

2年～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個々に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 株主優待引当金

株主優待制度に基づき株主に呈上する各種特典等の支出に備えるため、翌事業年度における発生見込額のうち、当事業年度の負担に属する金額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、酒類の製造・販売や商品の卸売を行っており、国内販売取引における主な履行義務は、顧客に商品を引き渡す義務であり、国内販売取引において商品の納品時に商品の支配が顧客に移転すると判断しておりますが、出荷から顧客への支配の移転までの期間が通常の期間であることから、重要性に関する代替的な取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

海外の顧客への商品及び製品の販売については、主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づき、運送人引渡時点等の時点で商品の支配が顧客に移転すると判断していることから、取引条件に基づく引渡等の時点で収益を認識しております。

また、収益は、顧客との契約において約束した対価から、第三者のために回収する消費税等を控除した金額で算定しております。

なお、取引の対価は、履行義務を充足してからごく短時間に受領しており、重要な金融要素は含んでいません。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

Ⅱ 会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 102,027千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。課税所得が生じる可能性の判断においては、事業計画を基礎として将来の課税所得の見積額及び将来減算一時差異の解消見込額を算定しております。当該事業計画における主要な仮定は、売上高の成長率や販売管理費の見通し等であります。これらの見積りや主要な仮定は将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、実際に生じた時期および金額が見積りと異なった場合、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。また、税制改正により実効税率が変更された場合に、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 棚卸資産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 1,004,320千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、棚卸資産について収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により評価しております。通常の営業循環過程から外れた棚卸資産については、将来の販売予測に基づく販売可能数量及び販売時期を考慮して回収可能価額を見積もっております。

この見積りにおける重要な仮定は、各商品群に係る将来の販売予測であります。当該販売予測は、過去の販売実績、市場動向、販売計画、得意先の需要見込み等を総合的に勘案して策定しております。

なお、将来の酒類市場の需要動向、消費者の嗜好の変化、経済環境の変動、販売戦略の変更等により、販売予測の前提となる状況が変化した場合には、棚卸資産の評価額の見直しが必要となる可能性があります。また、翌事業年度の計算書類において棚卸資産評価損の追加計上又は戻入等が発生し、当社の財政状態及び経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

Ⅲ 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

投資有価証券	51,127千円
土地	188,905千円
建物	1,209,463千円
計	1,449,495千円

(2) 担保に係る債務

長期借入金（内1年以内返済予定額）	2,235,556千円 (236,482千円)
計	2,235,556千円 (236,482千円)

担保に供している資産のうち、土地及び建物の一部については、根抵当権（極度額114,000千円）が設定されております。

2. 棚卸資産の内訳

商品及び製品	271,220千円
仕掛品	229,058千円
原材料及び貯蔵品	504,041千円
計	1,004,320千円

Ⅳ 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当該事業年度の末日における発行済株式数 6,023,920株
2. 当該事業年度の末日における自己株式数 一株
3. 当該事業年度の末日における新株予約権の目的となる株式の数 一株
4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決 議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当金(円)	基準日	効力発生日
2026年8月10日 取締役会	普通株式	129,152	利益剰余金	21.44	2026年 6月30日	2026年 9月29日

Ⅴ 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生 of 主な原因は、賞与引当金、退職給付引当金、棚卸資産評価損、減価償却超過額等であり、繰延税金負債の発生 of 主な原因は、保険積立金及びその他の有価証券評価差額金であります。なお、繰延税金資産から控除した評価性引当額は4,092千円であります。

Ⅵ 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用は安全性の高い金融資産で行い、資金調達には主に銀行等金融機関からの借入により行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当社は、与信管理規程及び債権回収マニュアルに従い営業債権について担当部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は主として株式及び社債であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。また、社債については発行体の信用リスクに晒されており、財務状況等の変化の把握に努めることにより軽減を図っております。

営業債務である買掛金及び未払金は、ほぼすべてが1ヶ月以内の支払期日であります。

長期借入金の使途は、設備投資資金であります。長期借入金金利は金利の変動リスクに晒されており、金利の状況を見つ、固定金利の期間を設定する等の方法で軽減を図っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年6月30日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額 (※1)	時価 (※1)	差 額
(1) 投資有価証券 其他有価証券	79,354	79,354	—
(2) 長期借入金	(2,235,556)	(1,996,290)	(△239,265)

(※1) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」、「預り金」については、現金であること、又は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

また、「リース債務」については金額的重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等は、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当事業年度 (千円)
出資金	41,026

3. 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

4. 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,486,998	—	—	—
売掛金	278,276	—	—	—
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの(社債)	—	10,000	—	—
合計	1,765,275	10,000	—	—

5. 長期借入金、リース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	236,482	221,214	219,968	220,488	211,725	1,125,679
リース債務	3,063	361	—	—	—	—
合計	239,545	221,575	219,968	220,488	211,725	1,125,679

3. 金融商品の時価レベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	51,127	—	—	51,127
社債	—	10,000	—	10,000
その他	—	18,227	—	18,227
資産計	51,127	28,227	—	79,354

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。社債は、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に発行体の信用スプレッドを上乗せした利率を基に割引現在価値法により、また非上場投資信託は取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	1,996,290	—	1,996,290
負債計	—	1,996,290	—	1,996,290

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

Ⅶ 収益認識に関する注記

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	顧客の種類		合計
	B to B	B to C	
国内	1,877,508	443,033	2,320,541
海外	770,599	—	770,599
顧客との契約から生じる収益	2,648,108	443,033	3,091,141
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	2,648,108	443,033	3,091,141

(注) 売上高は販売先の所在地を基礎として、地域別に分解しております。

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「Ⅰ 重要な会計方針に係る事項に関する注記 ４．収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

Ⅷ 関連当事者との取引に関する注記

１．役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
当社の代表取締役及び主要株主の近親者	吉田 暁	—	当社代表取締役の実父	顧問料の支払	12,000	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) １．委嘱する業務内容を勘案し報酬委員会の意見も聴取のうえ、適切と考える額としております。

Ⅸ １株当たり情報に関する注記

- １株当たり純資産額 586円79銭
- １株当たり当期純利益 53円61銭

記載金額につきましては、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。ただし、金額以外の数字及び１株当たり情報につきましては、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

独立監査人の監査報告書

2026年8月24日

梅乃宿酒造株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
大阪事務所
指定有限責任社員 公認会計士 児 玉 秀 康
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 吉 永 竜 也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、梅乃宿酒造株式会社の2025年7月1日から2026年6月30日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2025年7月1日から2026年6月30日までの第76期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事務所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各項に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年8月27日

梅乃宿酒造株式会社 監査等委員会

監査等委員 高橋利光 印

監査等委員 鳶川安雄 印

監査等委員 中井哲也 印

監査等委員 佐々木育子 印

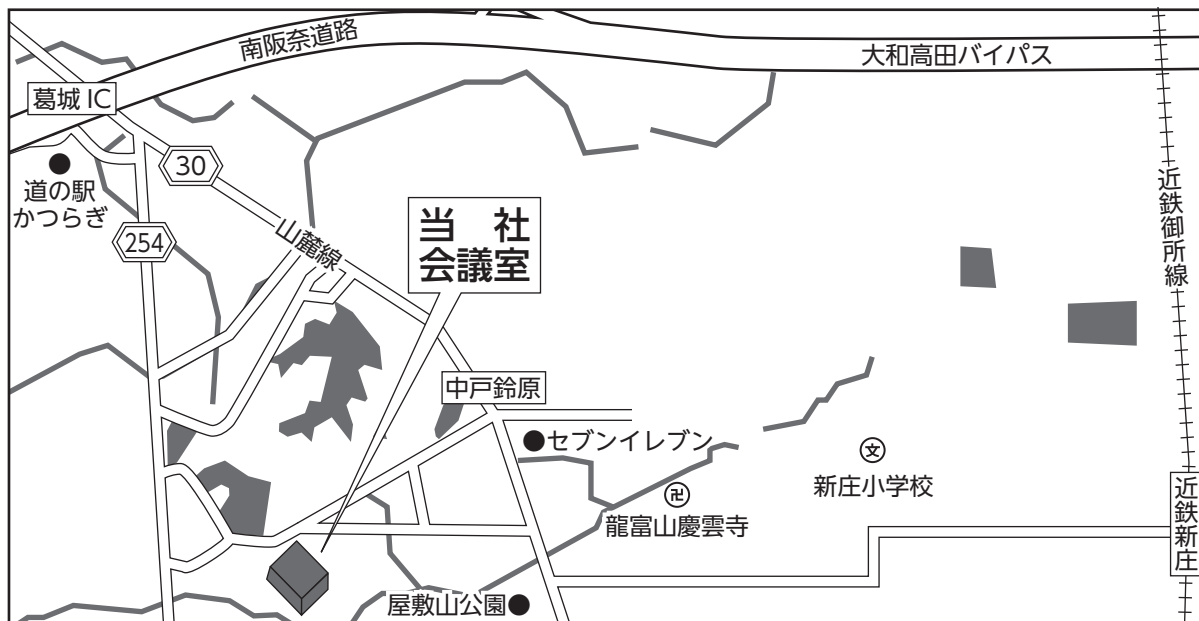
(注) 監査等委員鳶川安雄、中井哲也及び佐々木育子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

定時株主総会会場ご案内図

株主総会 会場：奈良県葛城市寺口27番地1 当社会議室

※徒歩でのご来社の場合は、下記当社ホームページもご参照ください。
https://www.umenoyado.com/company/access/#ttl_01



▶大阪方面から

大阪
阿部野橋駅

藤井寺・河内長野方面



尺土駅

近鉄新庄駅

梅乃宿酒造

▶京都・奈良市内方面から

橿原神宮前駅

大阪阿部野橋・古市方面

乗り換え
近鉄御所方面



近鉄新庄駅から無料シャトルバス運行

※当日は近鉄新庄駅より、11時30分から会場直通の無料シャトルバスを15分間隔（所要時間15分）で運行いたします。

※本総会用の駐車場はご用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮いただき、公共交通機関又は当社用意のシャトルバスをご利用くださいますようお願い申し上げます。

※株主の皆様への公平な利益還元等の観点から、株主総会ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。